

平成29年度南大隅町議会定例会12月会議 会議録（第3号）

招集年月日 平成29年4月27日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成29年4月27日 午前10時00分

開 議 平成29年12月22日 午前10時01分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大明 明雄 君

不応招議員 なし
 出席議員 全員
 欠席議員 なし

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	川元 俊朗 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	馬見塚 大助 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	下園 敬二 君
総務課長	相羽 康徳 君	建設課長	上之園 健三 君
支所長	山野 良慈 君	町民保健課長	田中 輝政 君
会計管理者	畦地 耕一郎 君	総務課課長補佐	熊之細 等 君
企画課長	尾辻 正美 君	総務課財政係長	山里 真奈美 君
観光課長	打越 昌子 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君
介護福祉課長	山本 圭一 君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (9番) 持留 秋男 君 (10番) 大久保 孝司 君

議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成29年12月22日 午前11時 20分

議 事 日 程

(付託事件の委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成28年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 2 認定第 2 号 平成28年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 3 認定第 3 号 平成28年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 4 認定第 4 号 平成28年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 5 認定第 5 号 平成28年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 6 認定第 6 号 平成28年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 7 認定第 7 号 平成28年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 8 認定第 8 号 平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

(質疑・討論・採決)

- 日程第 9 議案第41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第10 議案第42号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第43号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第44号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第45号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第46号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について

日程第 1 5 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

（議案上程、説明・質疑・討論・採決）

日程第 1 6 議案第 4 8 号 公共施設使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

日程第 1 7 議案第 4 9 号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 8 議案第 5 0 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 9 議案第 5 1 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 2 0 議案第 5 2 号 平成 2 9 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 1 号）について

日程第 2 1 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 2 2 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 2 3 議員派遣について

日程第 2 4 委員会の調査報告について

▼開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

- ▼日程第1 認定第1号 平成28年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第2 認定第2号 平成28年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第3 認定第3号 平成28年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第4 認定第4号 平成28年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第5 認定第5号 平成28年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第6 認定第6号 平成28年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第7 認定第7号 平成28年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第8 認定第8号 平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

議長（大村明雄君）

日程第1 認定第1号 平成28年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第8 認定第8号 平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上8件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔 決算審査特別委員長 川原 拓郎 君 登壇 〕

決算審査特別委員長（川原拓郎君）

おはようございます。

決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号 平成28年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件までの8件の審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

当委員会では、9月22日、日程や審査方針等を決め、9月26日から10月25日まで現地調査を含め、実質6日間の日程で慎重に審査を行ったところです。

決算審査に当たっては、南大隅町の各会計決算書、主要施策の成果説明書、監査委員からの監査意見書、その他提出を求めた関係書類を元に審査を致しました。

歳入の審査では、収入確保の努力がなされ、その実績が上がっているか。予算額と調定額に対しての収入済額、収入未済額における原因は何か。

歳出においては、予算の目的に沿って適正に執行されているか。地方自治法における

「最小の経費で最大の効果を」に沿った執行がされているか。公益上の必要性に基づき支出され、その目的が達成され効果が上がっているかなどを主眼に審査を行いました。

財政健全化判断比率については、4指標とも基準内であり、概ね健全な財政運営であると認めるものであります。

但し、経常収支比率が前年度に比較し、4.0ポイント上昇しており、今後、地方交付税の減少、社会保障費などの増加を考慮すると厳しい財政運営が必要なことは否定できません。

今後も適切な財政管理を行い、健全財政確保のため、経常経費の削減など節度ある財政運営と質の高い行政サービスが提供出来るよう、なお一層努力をしていただきたい。

特別会計においては、多額の繰入れになっている状況は否めないが、目的に沿った事業の執行で成果を収めていると認められた。

町税は貴重な自主財源であり、今後も滞納整理システムや、町税等債権回収対策プロジェクトチームの活用など、全庁一丸となって積極的な徴収に努められるよう求めます。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

先に報告しました経常収支比率の問題で、分母となる地方交付税などの縮減が予想される中、分子となる経常経費の縮減が必要であるとの意見に、町長から「今後2年間は町民所得向上と人口増に向けた事業への投資の時期と考えており、その後は事業を見極めていく。」との回答があり、委員からも、時機を見た事業実施は必要なことであり、基金の有効活用なども考慮し、予算編成においては必要最小限に抑えながら編成されたいとの意見が出されました。

まず、一般会計について、平成28年度企画観光課において執行された決算については、企画課と観光課に分けて審査を行いました。

企画関係では、建物の貸付に伴う修繕料について、備品の修繕は利用者負担とし、建物の修繕についてのみ公費負担とするよう求める意見が、また、山川根占フェリーの利用促進について、大隅半島から薩摩半島への渡航者に対する助成及び商品運搬に係る助成を検討するよう求める意見が出されました。

佐多支所関係では、歯科診療所について、辺塚歯科診療所については、1年間診療実績がなく、運営の再検討を求める意見が出されました。

また、佐多歯科診療所について、赤字補填の月が、存在するので原因を調査し、極力補填なく運営できる体制の整備を検討するよう申し入れました。

教育委員会関係では、就学援助費について、新入学時学用品費の支給について、必要な時期に支給出来るよう見直しを申し入れました。また、施設管理について、限られた人員の中で努力されていることは認めながらも、良好な状態を保つよう申し入れを行っております。

団体育成について、過疎化の中、会員数の減少で活動が困難となる団体に対する指導、援助の強化を求めました。

税務課関係では、滞納債務対策について多くの時間が割かれ、特に固定資産税の滞納対策について全庁的な取り組みを要請したところ、総括質疑の中で町長から山林、空き家対策を含め、来年度以降の組織編成の中で考えていきたいとの回答がありました。

町民保健課関係では、ブライダルチェックプランに対し、若者向けに町の宣伝になるもので、周知の努力を求める意見が出されました。

また、河川等の水質検査について、検査の時期を変える必要性はないか検討するよう申し入れを行いました。また、ゴミの最終処分場跡地の水質検査については、結果の公表を求めたところです。

建設課関係では、平成29年度から所管が町民保健課に移っている合併浄化槽の普及

に関し、急ぐべきであるとの意見が出されました。

経済課関係では、有害鳥獣被害対策について、大型箱わなの設置や自治会からの箱わなの借用に十分対応できるよう、措置を要望しました。

岩ガキの実証事業について、稚貝の仕入れが安定せず苦勞されている。前向きな支援を希望する意見に、町長から、県の水産試験場での稚貝生産がコンスタントに出来ておらず、大きさが値段が違って来る。その辺を勘案しながら計画していきたいとの回答がありました。また、間泊漁港の漁船保管用地整備事業に関して、使用規約を作った上で有効活用を図るように意見が出されました。

次に、特別会計について。

下水道事業特別会計では、使用料の滞納について質疑応答があり、滞納者を発生させない体制づくりを要請いたしました。

介護保険事業特別会計については、介護予防サービス事業では、要支援の方々が、要介護にならないよう、大いに事業を実施することを求めました。

国保事業特別会計では、ジェネリック医薬品の普及についての質疑で、普及目標を70%としているが、すでに普及率は70%を超えているとの回答がありました。

簡易水道事業特別会計では、水道使用料の滞納について、こまめな納入指導を行うよう要望するとともに、給水停止の処置も検討するよう要請し、所在不明者等については、不納欠損処分についても検討すべきであるとの意見が出されました。

なお、一般会計と特別会計の間で、後納郵便料の案分が見られましたが、特別会計は独立した会計であることから、郵便差出し数量に応じた支出をすべきであるとの指摘をしたところであります。

現地調査では、多数の事業の中から6件を抽出して現地に赴き、関係者の意見も聞きながら審査し、概ね計画どおり進められていることを確認したところです。

以上、全体的には議会の議決したその目的に沿って執行され、成果を収めていると判断しました。

決算認定は、町の財政運営の健全化と適正化に努めることと、行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価するもので、その評価に基づき、後年度の予算や行政執行に生かされるべきものであります。地域の特性や資源を生かした取組みなど、創意と工夫で町民が真の豊かさを実感できる施策が求められています。

南大隅町が目指す「子や孫と一緒に暮らせる町づくり」を実現する為に、各種施策を展開され、一層の弛まぬ努力を強く期待します。

以上、審査の概要を申し上げますが、決算審査特別委員会といたしましては、認定第1号 平成28年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件までの、8件については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

尚、審査においてなされた指摘事項・要望・検討するとされた事案については、速やかな対応を期待します。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成28年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、認定第1号 平成28年度 南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この採決は起立によって行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（大村明雄君）

はい起立多数です。
したがって、認定第1号 平成28年度 南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件は認定することに決定しました。
認定第2号 平成28年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上7件一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから認定第2号 平成28年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成28年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に認定第3号 平成28年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成28年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成28年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成28年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成28年度南大隅町介護保険事業（保健事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成28年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別

会計歳入歳出決算認定について認定を求める件は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成28年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成28年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成28年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成28年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は認定することに決定しました。

次に、認定第8号 平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

▼日程第9 議案第41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）について

議長（大村明雄君）

日程第9 議案第41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

提案理由については先日説明がありました、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

本案に対して水谷俊一君ほか2人からお手元に配りました修正の動議が提出されております。

したがって、これを本案と併せ議題とし、提出者の説明を求めます。

〔 議員 水谷 俊一 君 登壇 〕

6番（水谷俊一君）

議案第41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）に対し、修正案を提出致しましたので、修正案の提案理由を申し上げ、各位のご賛同を頂きたいと思っております。

便宜上、歳出からご説明申し上げます。

今回、地方創生費の中で南大隅町タウンプロモーション事業として、4千7百54万円の報償費、旅費、補助金等の予算が計上されております。この事業は、佐多岬や雄川の滝等の観光地をロケ地とし、御崎まつり等を題材とした映画を作製、上映することにより、本町の様々な魅力を県内外に発信し、観光入込み客の増加、交流人口の増加を図り、移住、定住促進につなげるとされているが、これらの目的に資するものは、映画ではなく、プロモーションビデオで十分であると考えます。莫大な費用を使い、映画により情報発信をすることなど到底町民の理解を得ることは出来ないと考えます。また、財源には企業版ふるさと納税を活用するとされているが、企業からの支援がそうたやすく得られるわけもなく、ましてや職員が映画制作費を確保するために、寄附金集めに奔走することなどもってのほか、彼らには他にやるべき仕事、やらなければならない仕事があるはずです。

以上のような観点から、南大隅町タウンプロモーション事業補助金等の全額、これを削減しようというものであります。

一方これに対する歳入について申し上げます。

南大隅町タウンプロモーション事業の財源は、企業版ふるさと納税及びふるさと起こし基金を充当しておりますので、歳入においても、4千7百54万円を減額し、収支の均衡を図った次第であります。併せて、債務負担行為の平成30年度南大隅町タウンプロモーション実行委員会補助金5千3百97万3千円も削除するものであります。

以上、修正案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

議長（大村明雄君）

まず原案に賛成者の発言を許します。

[議員 木佐貫 徳和 君 登壇]

11番（木佐貫徳和君）

私は、議案第41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）に対し、原案に賛成の立場で討論いたします。

現在、本町では、国・県・町の三者で、佐多岬、雄川の滝の整備が進められ、来年度完成の見込みであります。また、伊座敷トンネルも完成間近で、入込み客がますます期待出来そうな勢いがあります。更に、来年には、NHK大河ドラマ西郷どんの放映も予定されています。また、関西圏ではエージェントにより、本町を大々的にPRして頂き、大きな反響を得ていると聞いています。

このような時期と併せて、本町の伝統行事である御崎まつり、佐多岬、雄川の滝、基盤産業である農業、漁業の一次産業、自転車競技等を題材としたタウンプロモーション事業で映画を制作し、全国各地の劇場で公開することは、本町の観光産業、第1次産業、歴史、文化等の面においても、非常に大きな宣伝効果が期待出来る部分と思います。更に、ふるさとを離れ、都市部に暮らす人々は映画を鑑賞し、生まれ変わったふるさとに感動しながら、子や孫がふるさとに帰ってくるきっかけになるかもしれません。更に都市部から本町へ移住定住の促進に繋がるものと思われまます。

以上のような理由により、原案に賛成の立場で意見を述べさせて頂きました。
終わります。

議長（大村明雄君）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

[議員 津崎 淳子 君 登壇]

3番（津崎淳子君）

私は、修正案に賛成します。

今回の南大隅町タウンプロモーション事業に、29年度支払い額は、製作費として4千6百8万円、実行委員謝金や補助金等を併せて、補正予算で4千7百54万円計上され、30年度の製作費支払い額が、5千3百28万円です。2年間で、総額1億82万円になります。30年度も29年度と同様に、実行委員会謝金や補助金等が上乘せされるでしょう。この費用を企業版ふるさと納税で募集して、足りない部分をふるさと納税で賄うと言われましたが出来るのでしょうか。ふるさと納税をされた方々は果たして映画制

作のために寄附をされたのでしょうか。そうではないと私は思います。

よって、タウンプロモーション事業に反対し、修正案に賛成いたします。

議長（大村明雄君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

〔 議員 大坪 満寿子 君 登壇 〕

8番（大坪満寿子君）

私は修正案に賛成の立場で討論します。

平成30年の佐多岬リニューアルオープン間近に迫ってきています。リニューアルオープン直後から2、3年はメディア等の取材で、今以上に佐多岬、雄川の滝に魅力を感じ、訪れる観光客は増加することが予想されています。

私は、町をPRしていくことには賛成ですが、多額の予算を計上し、映画制作しなくとも、今はライン・ツイッターなど個人の投稿で、情報が全世界に広がっていく世の中です。

皆さんご存知でしょうが、雄川の滝は、ある金融機関の1枚のカレンダーから一躍有名になりました。町内の観光地や農林水産業に携わる人の様子、町民の生活の様子、町民の声など、ビデオレター式にプロモーションビデオを作成、DVD化し、ふるさと納税して下さった方への返礼品の中に入れるのもお金が掛からず、情報が拡散でき喜ばれると思います。また、空港や駅などに、我が町の観光地の大型パネルを設置してもらい、アピールするほうが、より多くの人々の目に止まり、宣伝効果もあるものと考えます。

よって南大隅町タウンプロモーション事業に反対し、この修正案に賛成いたします。

議長（大村明雄君）

他に討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についての採決を行います。

まず、本案に対する水谷俊一君ほか2人から提出された修正案について起立によって採決します。

修正案に賛成の方は、起立願います。

起立少数

(松元、津崎、水谷、大坪 起立)

議長（大村明雄君）

はい起立少数です。
従って修正案は否決されました。
次に、原案について、起立によって採決します。
原案に賛成の方は、起立願います。

起立多数

(浪瀬、後藤、日高、持留、大久保、木佐貫、川原 起立)

議長（大村明雄君）

はい起立多数です。
したがって議案第41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第10 議案第42号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（大村明雄君）

日程第10 議案第42号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
提案理由については、先日説明がありましたが補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第42号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって議案第42号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第2号) については原案のとおり可決されました。

**▼日程第11 議案第43号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号) について**

議長（大村明雄君）

日程第11 議案第43号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号) についてを議題とします。
提案理由については、先日説明がありましたが補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号 平成29年度 南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第43号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第12 議案第44号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（大村明雄君）

日程第12 議案第44号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

議長（大村明雄君）

休憩します。

10：34

～

10：34

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

したがって、議案第44号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第13 議案第45号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について

議長（大村明雄君）

日程第13 議案第45号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第45号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案とおりに決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって議案第45号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第14 議案第46号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について

議長（大村明雄君）

日程第14 議案第46号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
提案理由については、先日説明がありましたが補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第15 議案第47号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第15 議案第47号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第47号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第16 議案第48号 公共施設使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第16 議案第48号 公共施設使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第48号は、公共施設使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件であります。

本件は、町の公共施設の使用料につきまして見直し等を行い、それに伴う条例を改正するものであります。

現在の料金設定は、多くの施設が午前、午後、夜間の3つに分けてあり、この区分を1時間単位を基本とする料金設定に見直し、また、料金の水準は現行維持を基本とし、料金設定の透明性、受益者負担の適正化を図るものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

休憩します。

10：39

～

10：47

（ 議長交代 ）

副議長（川原拓郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。
これから、議案第48号 公共施設使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第48号 公共施設使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第17 議案第49号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

副議長（川原拓郎君）

日程第17 議案第49号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第49号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。
本件は、平成29年人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改

正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

主な内容は、「俸給表」及び「勤勉手当」の改定であります。

俸給表の改定率については、民間給与との格差を埋めるため、平均 0.15%の引き上げ。勤勉手当については、勤務実績に応じた給与を推進するため、支給月を「0.10月」引き上げを行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

副議長（川原拓郎君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第18 議案第50号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

副議長（川原拓郎君）

日程第18 議案第50号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第50号は、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本件は、一般職の給与改定に準じ、「特別職の職員の給与に関する法律」が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

主な内容は、町長・副町長・教育長の期末手当について、支給月数を年間「3.25月」から「3.30月」へ「0.05月」引上げを行うものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

副議長（川原拓郎君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第19 議案第51号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例制定の件

副議長（川原拓郎君）

日程第19 議案第51号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第51号は、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本件は、一般職の給与改訂に準じ、「特別職の職員の給与に関する法律」が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

主な内容は、議会議員の期末手当について、支給月数を年間「3.25月」から「3.30月」へ「0.05月」引上げを行うものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

副議長（川原拓郎君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第20 議案第52号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）について

▼日程第21 議案第53号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

▼日程第22 議案第54号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について

副議長（川原拓郎君）

日程第20 議案第52号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）についてから、日程第22 議案第54号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてまで、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第52号は、平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9百53万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6千7百50万6千円とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に、人事院勧告に伴う人件費を計上し、歳入予算では所要の財源として、地方交付税を計上したものであります。

次に、議案第53号は、平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3千3百28万円とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に人事院勧告に伴う人件費を計上し、歳入予算では、所要の財源として、一般会計繰入金を計上したものであります。

次に、議案第54号は、平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千6百25万7千円とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に人事院勧告に伴う人件費を計上し、歳入予算では所要の財源として、一般会計繰入金を計上したものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第52号 一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。まず、1ページでございます。

議案第52号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）

平成29年度 南大隅町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9百53万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6千7百50万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

歳入につきましては、10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税に、今回の補正予算に係る財源として、普通交付税9百53万6千円を計上いたしました。

続いて歳出でございますが、8ページ以降、各費目において人事院勧告に伴う人件費の追加及び、共済組合追加費用の調整を行っております。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

建設課長（上之園健三君）

では次に、議案第53号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第53号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度 南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3千3百28万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いいたします。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目の一般管理費でございますが、一般会計同様に、人事院勧告に伴います水道職員4名分の人件費でございます。給料に6万円、職員手当に44万6千円、共済費に27万9千円を追加し、歳入では、所要の財源として一般会計繰入金に78万5千円の追加をお願いするものでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

支所長（山野良慈君）

それでは、議案第54号 診療所事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第54号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度 南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千6百25万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお願いします。

歳出でございますが、各費目において人事院勧告に伴う、職員手当の増額を計上しております。

6 ページをお願いします。

歳入では、3 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 一般会計繰入金に、今回の補正予算の財源としまして、21 万 2 千円を計上いたしました。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

副議長（川原拓郎君）

これから質疑を行います。

議案第 5 2 号 平成 2 9 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 1 号）について質疑はありませんか。

1 0 番（大久保孝司君）

今回も地方交付税を利用されておりますが、普通交付税は、あと残額いくらになりますか。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

総務課長（相羽康徳君）

今回の普通交付税の計上によりまして留保額が、1 億 1 千 5 百 46 万 4 千円となるところでございます。

以上です。

副議長（川原拓郎君）

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 5 2 号 平成 2 9 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 1 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 平成29年度 南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

副議長（川原拓郎君）

次に、議案第54号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。
これから、議案第54号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第54号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第23 議員派遣の件

副議長（川原拓郎君）

日程第23 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりとしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

▼日程第24 委員会の調査報告

副議長（川原拓郎君）

日程第24 委員会の調査報告を行います。
総務民生常任委員会委員長の報告を求めます。

[総務民生常任委員長 持留 秋男 君 登壇]

総務民生常任委員長（持留秋男君）

総務民生常任委員会では11月8日 熊本県御船町において、徴税体制等調査を実施しましたので、経過と結果を報告します。

南大隅町の平成28年度決算における滞納額は3千4百19万3千1百49円、不納欠損額が、1百20万3千9百50円で、その大半を占める町税の滞納対策は、決算審査の過程で毎年大きな課題として審議されております。

そこで当委員会では、大きな成果を上げている熊本県の上益城地区の徴税体制を調査することとし、その中でも御船町の状況を調査したものです。

御船町は、平成16年当時の徴収率が熊本県内45団体中41位で「熊本のお荷物と言われていた」と説明された税務課係長が自嘲気味に話されておりましたが、それが平成27年度には14位まで改善されています。滞納額も1億8千6百万円から6千3百万円と、3分の1程度の額まで下がってきているとのことでした。

ここまで大きな成果を上げた要因は、平成22年度から実施している「併任徴収制度」であるということでした。

併任徴収制度は、熊本県地域振興局と上益城郡内の5町で取組まれているもので、それぞれの町と協定書を交わし、例えば御船町の税務課職員が他の4町の徴税吏員も兼ねるというものです。

これにより捜索等に必要の人員不足を解消できるということで、特別に事務所を設けたりすることなく、金もかけない、職員を派遣するのみということでした。

御船町での滞納徴収は、臨戸訪問による徴収は原則行っていませんでした。納期内に納入された方々との均衡を図る目的です。

次に延滞金の徴収もしっかり行う。同じく納期内に納入された方々と公平性の観点からということでした。

更に、財産調査を徹底して行う。預金調査など当然ですが、調査で何も出てこない場合は、家に赴き、捜索を実施し、売れる物があれば差押えをする。公売を前提とした差押えです。

予告・催告を出したら即差押えをするということでした。役場はやるんだということを見せるということでした。

御船町税務課の行動目標は、1、捜索と差押えの日常化。2、公売の定期的な実施。3、適正な執行停止。以上3点だということでした。

このようにして御船町では、滞納徴収の実績を挙げておりました。

この体制を一朝一夕に我が町に導入することは出来ませんが、今後の徴税体制のあり方に大いに参考となる調査となったところでした。

なお、今回の調査に当たっては、税務課長補佐も同行しておりますので、我が町の今後の徴収体制の参考とされるものと考えております。

以上、総務民生常任委員会の徴税体制等調査の報告といたします。

終わります。

副議長（川原拓郎君）

次に、教育産業常任委員会委員長の報告を求めます。

〔 教育産業常任委員長 松元 勇治 君 登壇 〕

教育産業常任委員長（松元勇治君）

教育産業常任委員会では、去る11月8日に熊本県産山小中学校メディアセンターにおいて、小・中教育連携等調査を実施しましたので、その結果について報告いたします。

平成19年度に、村内の2小学校、産山北部小学校と山鹿小学校が統合され、産山小学校が開校されると同時に、内閣府の小中一貫教育特区として、県下に先駆けて、小中一貫教育がスタートし、10年が経過しております。

内閣府構造改革特区認定、文部科学省承認教育課程特例校、西日本で初めての土曜授業を開始、小中学校卒業式を開催、保育園を教育委員会に移管し、県下初の保小中一貫教育もスタートしております。

また、教育情報化ビジョンを策定し、タブレット120台、無線LANの整備、全教室に電子黒板を配置し、ICT機器を導入、電子教科書の配備等に加え、学校常駐のICT支援員も配置されておりました。

10年の間に色々な先進地認定を受けてきており、児童生徒のより良い成長に向けた具体的な活動や支援を通して、協働した取組みを実践されておりました。

村長、教育長とも学校経験者で、地域と連携機関、そして行政がそれぞれ知恵を出し合いながら、子供たちのために努力されている姿に感銘を受けたところでした。

今回の調査は、今後、南大隅町における小中連携、小中一貫教育導入に当たって、大いに参考となる調査となりました。

また、指導主事である教育振興課課長補佐も今回、同行しており、我が町にこの制度を導入する際の参考とされるものと考えております。

以上で、教育産業常任委員会の小中教育連携等調査の報告といたします。

副議長（川原拓郎君）

暫時休憩します。

11 : 16
～
11 : 17

（ 議長交代 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

12月会議において議決されました議案等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全部の日程を終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

平成29年度南大隅町議会定例会12月会議を閉会されるにあたりまして、一言お礼を申し上げます。

12月13日から本日会議まで10日間の日程でありましたが、単行議案、条例の改正を初め、一般会計補正予算、特別会計の議案、また平成28年度歳入歳出決算の認定についてお願いいたしました全ての議案を、原案どおり可決いただき誠にありがとうございました。

一般質問につきましては、今回8名の議員から、固定資産税の滞納対策、伊座敷トンネルや町道整備、災害における避難所を含めた防災対策、佐多診療所の課題、農林水産業の振興策、小学校等の英語教育や小中一貫教育及び南大隅高等学校の魅力化、観光振興施策、介護保険における支援のあり方等、幅広い業務に対し多くのご質問をいただき、本町の今後における振興策が議論されたところでございます。

これから限られた予算の中で、町の取組み姿勢が問われてまいりますので、賜りましたご意見を町政に十分に反映させるべく、政策を進めてまいります所存であります。

また、今回、補正予算の修正案が出されましたが、原案どおり可決いただきましたことを御礼申し上げます。

また、修正案で心配される要素につきましては、解消すべく、またより大きな効果が出ますよう、官民一体となって、また議員各位のご協力のもとで努力してまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

現在、平成30年度予算案の策定中ではありますが、今後も引続き、収支バランスのとれた財政の効率的な安定運用を図り、多くの政策提言を賜りながら、安定的な予算編成に努め、直面する困難な課題には積極的に取組み、基礎自治会の活性化を支援し、本町ならではの地域特性を反映、豊かな地域資源を生かした政策立案に努め、誠実な町政運営に努めてまいりたいと考えます。

最後になりますが、議員各位が益々ご健勝で良いお年をお迎えいただき、引続き本町発展のためご指導、ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、平成29年12月会議終了のお礼といたします。

議長（大村明雄君）

以上をもちまして、平成29年度南大隅町議会定例会12月会議を散会します。

散会　：　平成29年12月22日　午前11時　20分